

# 滋賀県事業継続支援金(第3期)のご案内

## 11月から申請受付開始予定

### 【支給対象者】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける県内中小企業等・個人事業主のみなさまのうち、下記のいずれかにあてはまる方。

(1)2021年9月または10月のいずれかの月の売上が2020年または2019年の同月に比べて50%以上減少した方

(2)2021年9月と10月の売上の合計が2020年または2019年の9月と10月の売上の合計に比べて30%以上減少した方

※ただし2021年8月までに開業していること。

### 【支給額】

中小企業等 : 20万円

個人事業主 : 10万円

※1事業者につき1回の申請まで(第3期)

### 【申請期間】

11月から申請受付開始予定 ※詳細な期間は決まり次第、お知らせします。

8/4(水)から受付開始した滋賀県事業継続支援金(第1期)は、  
「2021年の4月から6月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少した事業者」を対象としています。

第2期は第3期と同条件で、対象月が7月・8月となっています。

**第1期、第2期と第3期は**

**重複受給が可能です。**

<お問い合わせ先>

滋賀県商工観光労働部商工政策課企画・イノベーション推進係  
電話番号:077-528-3723

# 滋賀県事業継続支援金【第1～3期】について

R3.8.26時点

	支給額	基準月	要件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
<b>【第1期】</b> 事業継続支援金		2021年 4～6月	①いずれかの月の売上が50%以上減					受付期間 8/4～9/30								
<b>【第2期】</b> 事業継続支援金	・中小企業等 20万円 ・個人事業主 10万円	2021年 7～8月	① " または ② 両月の売上の合計が30%以上減 <b>拡充</b>							受付期間 9/下～ 1ヵ月 <b>開始時期調整中</b> ※詳細は決まり次第、改めてご案内します。						
<b>【第3期】</b> 事業継続支援金		2021年 9～10月	① " または ② "								受付期間 11/上～ 1ヵ月 <b>開始時期調整中</b> ※詳細は決まり次第、改めてご案内します。					